

# 農地の集積・集約化推進プラン

令和7(2025)年3月24日

栃木県農政部

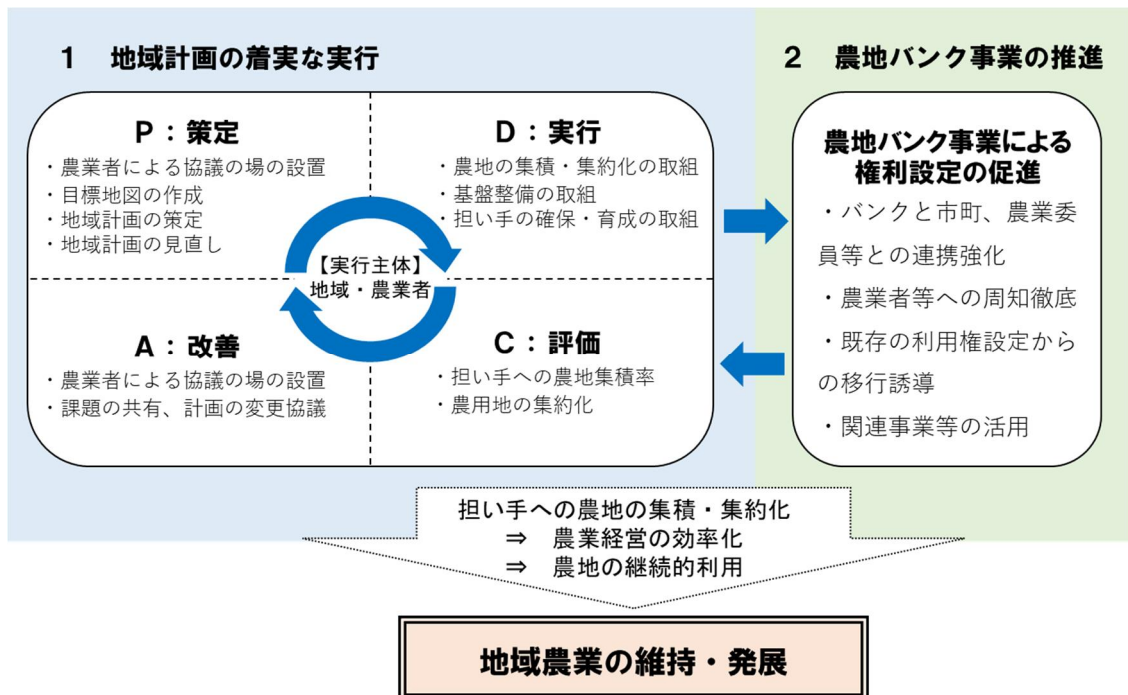
## I 概要

農地の集積・集約化推進プラン（以下、「本プラン」とする。）では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下、「基盤法方針」とする。）及び農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下、「バンク法方針」とする。）に掲げる目標達成に向け、関係機関・団体の具体的な取組内容を示す。

## II 目的

本プランに基づき、地域計画と農地バンク事業を着実に推進し、農業経営の効率化や農地の継続的利用を図り、地域農業の維持・発展につなげていく。

### ○推進イメージ



### ○基盤法方針及びバンク法方針に掲げる目標

区分	現状	目標 (R12年度)	備考
効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標※1	54.5% (R5年度)	80%	・基盤法方針 ・バンク法方針

※1：現状の数値は農林水産省の公表値を、目標値は県農業振興計画における令和12年の数値を用いた。

### Ⅲ 推進の期間

令和7年度～12年度

### Ⅳ 推進体制

農地の集積・集約化の推進にあたっては、市町推進チームが、地域の話し合いの促進や、地域計画の進捗管理などを行うとともに、県域推進会議において、情報を共有し、必要な対応策の検討と助言等を行う（別紙1）。

#### 1 市町推進チーム

市町は、地域計画の実行主体である地域や農業者の取組を支援するため、「市町推進チーム」を整備する。

【構成員】市町、農業委員会事務局、市町農業公社、JA、土地改良区、農業振興事務所、農地バンク等

#### 2 県域推進会議

県は、市町推進チームの取組を支援するため、県域の関係機関・団体による「県域推進会議」を設置する。

【構成員】栃木県農業会議、農地バンク、JAとちぎ中央会、栃木県土地改良事業団体連合会、農政部関係各課

### Ⅴ 推進のポイント

#### 1 地域計画の着実な実行

##### (1) 基本的な考え方

地域計画に基づく、地域の営農活動や担い手育成などが円滑に進められるよう、関係機関・団体の連携を強化し、地域が抱える課題解決を図る。

##### (2) 取組内容

###### ① 農業者等による話し合いの促進

市町推進チームは、地域農業の将来の在り方や計画に定めた方針に基づき取組を協議するため、農業者などの関係者に幅広く参加を呼びかけ、実効性のある話し合いが展開されるよう、農業委員や農地利用最適化推進委員とも連携し、課題の共有や担い手や農地などの情報提供を行っていく。

県は、市町の主体的な取組を支援するため、市町職員や農業委員等の関係者に対し、研修会や意見交換等を実施し、地域計画の理解の深化や必要なスキルアップを図っていく。

#### <課題解決に向けた協議事項>

##### ア 農地の集積・集約化

農地の集積・集約化を加速するためには、地域の話合いを基本に、農地バンクへの貸し付けの働きかけや、所有者等への利用権設定協議を進めることが重要となる。

《主な役割》

農業委員会・市町農業公社：農地の出し手と受け手のマッチング、  
農地バンクによる利用権設定

県・市町：農地バンクを活用した集積・集約化の促進

#### イ 基盤整備の取組

話合いで協議した地域計画に基づき、担い手の経営の効率化を図るためには、基盤整備事業を活用した農地の大区画化、汎用化が重要となる。

《主な役割》

県・市町：基盤整備事業の周知、事業活用に向けた調整、  
事業実施後のフォローアップ

土地改良区：事業要望のとりまとめ、合意形成

#### ウ 担い手の確保・育成の取組

地域農業を支える多様な担い手を確保・育成するためには、「とちぎ広域営農システム」と連携し、新規就農や経営継承等や、農作業受託による労働力確保への支援が重要である。

《主な役割》

県・市町：広域集落営農組織の育成や企業参入等に関する地域の合意形成の促進

市町農業公社・JA：新規就農希望者に対する技術習得支援、農作業受委託事業の促進

#### エ その他

地域の実情に応じて、スマート農業の導入や鳥獣害被害対策など多様な課題についても、協議を進めていくことが重要である。

### ② 課題解決の重点支援と横展開の推進

市町推進チームは、地域の課題解決を着実に進めるため、課題解決に意欲的な地域に対して、関係事業等の活用など、より具体的な提案や調整、助言等を行っていく。

また、県は、県域推進会議において情報を共有するとともに、市町推進チームに対して、必要な情報提供や助言等を行うほか、県全体の課題に対しての対応策を検討する。

さらに、県内全域での地域計画の取組を促進するため、重点支援地域の取組や、農地の集積・集約化等が先行している地域の取組のノウハウを収集、共有し、重点地域以外の地域への横展開を図る。

### ③ 地域計画の見直し

市町は、年1回以上の協議の場を設置し、地域計画に定めた目標について、PDCAサイクルを通じた検証を行うとともに、進捗管理をマネジメントし、地域計画（目標地図を含む）の見直しを推進していく。

## 2 農地バンク事業の推進

### (1) 基本的な考え方

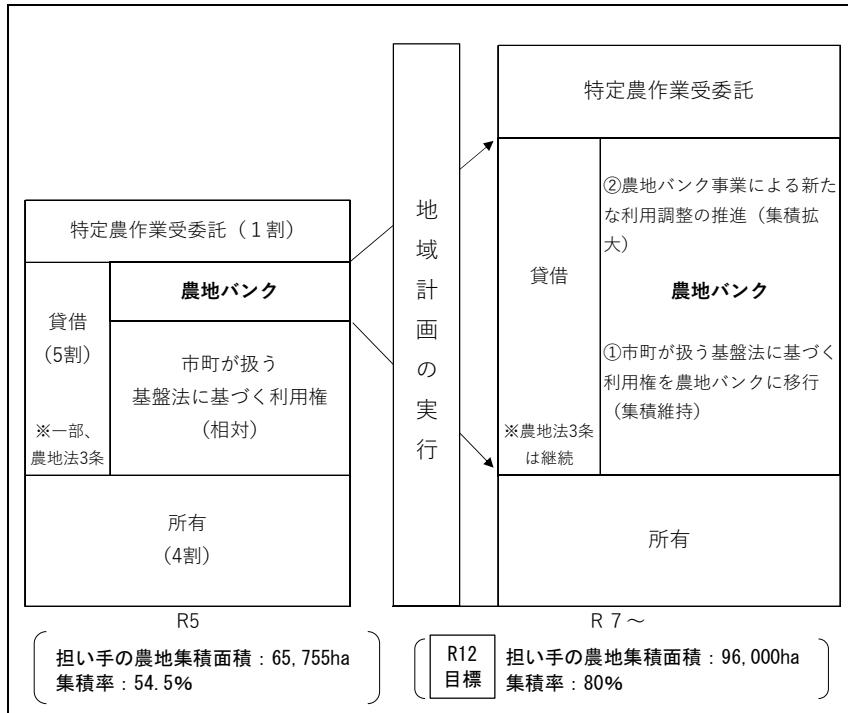
農地バンク事業の活用を促進するため、農地バンク事業の実施に係る体制強化を図るとともに、関係機関・団体が連携した制度の周知徹底を図る。

### (2) 取組目標

区分	R5年度(実績)	R7年度	R8～R12年度
	1,994ha	6,000ha	7,000ha/年
取組面積	〔内訳〕 ・新規 1,600ha ・変更 394ha	〔内訳〕 ・新規 4,400ha (うち移行 3,000ha) ・更新変更 1,600ha	〔内訳〕 ・新規 5,000ha (うち移行 3,500ha) ・更新変更 2,000ha

#### 〔考え方〕

・基盤法に基づく既存の相対の利用権を農地バンク事業に順次移行するとともに、新たな利用調整を図り、新規取組面積の拡大を図る。



### (3) 取組内容

#### ① 体制強化

##### ア 市町等との連携

農地バンクの迅速かつ円滑な事業運営を図るため、農地バンクは、市町及び市町農業公社等との役割分担を明確化するとともに、市町等関係職員に対し、事務マニュアル等の提供や研修会等を実施するなど、市町等との連携を強化する。

また、県及び農地バンクは、事務の効率化を図るため、現行の事務システムを検証し、デジタル技術の導入等による事務システムの改善を検討する。

##### イ 農業委員、農地利用最適化推進委員との連携

農地バンク事業による農地利用調整の強化を図るため、県、農地バンク及び農業会議は、農業委員等に対し、研修等を通じ地域計画及び農地バンク制度の理解促進を図る。

#### ② 農業者等への周知徹底

##### ア 関係機関による農業者等への周知

農地バンク制度について、農業者や農地所有者等に対し、理解促進を図るため、県、農地バンク、市町及び農業委員会事務局等は、広報誌やHP等において、制度の周知を図る。

## イ 基盤法に基づく相対の利用権からの移行の誘導

基盤法に基づく農地バンク事業の着実な移行を図るため、市町、農業委員会事務局及び市町農業公社は、既存の相対の利用権設定期間が終了する出し手・受け手に対する制度変更の周知を図るとともに、相談窓口の設置などによる個別の相談対応等を行っていく。

なお、市町等は、農地バンク事業を希望しない農業者等に対しても、農地法第3条許可や特定農作業受委託により、担い手への安定的な農地の継承を促進する。

県及び農地バンクは、随時、移行状況を把握するとともに、移行が停滞している市町に対し、検討の場を設けるなど、課題を共有し、状況の改善策を検討する。

## ③ 関連事業等の活用

### ア 機構集積協力金による集積・集約化の促進

県及び市町は、農地の集積・集約化に向けた地域の合意形成、調整を図るため、農業委員会等の農地利用調整の取組と連携し、地域における機構集積協力金交付事業活用を促進する。

### イ 基盤整備事業との連携

市町推進チームは、基盤整備事業の活用と併せて、農地バンク制度の理解促進を図り、農地バンクによる農地の集積・集約化を促進する。

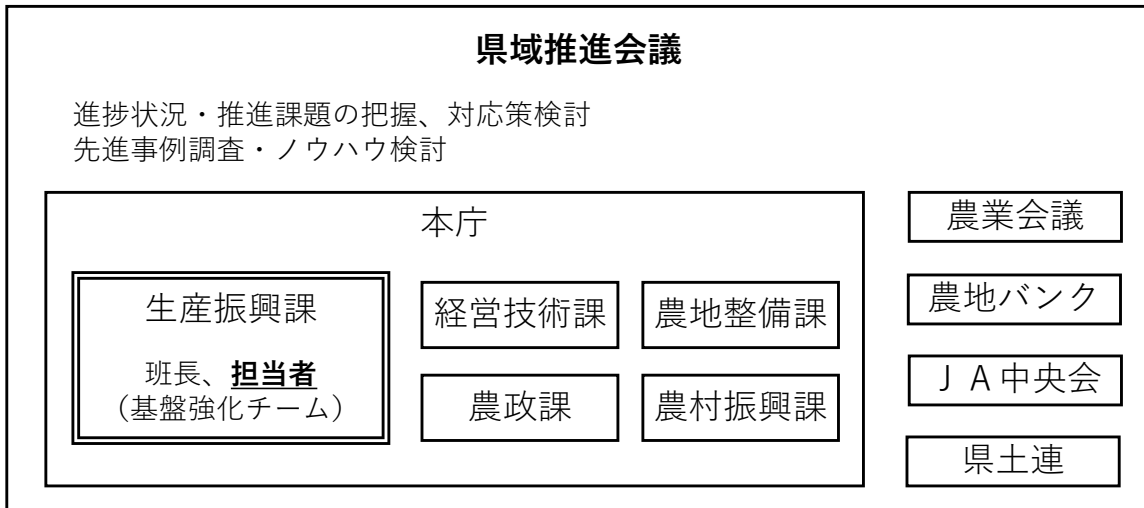
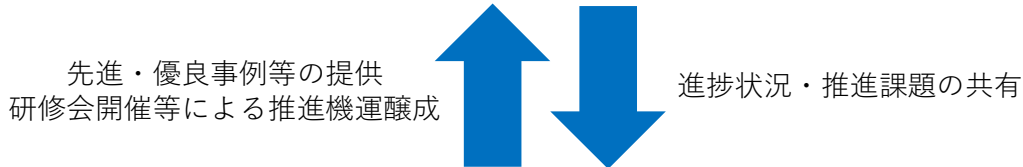
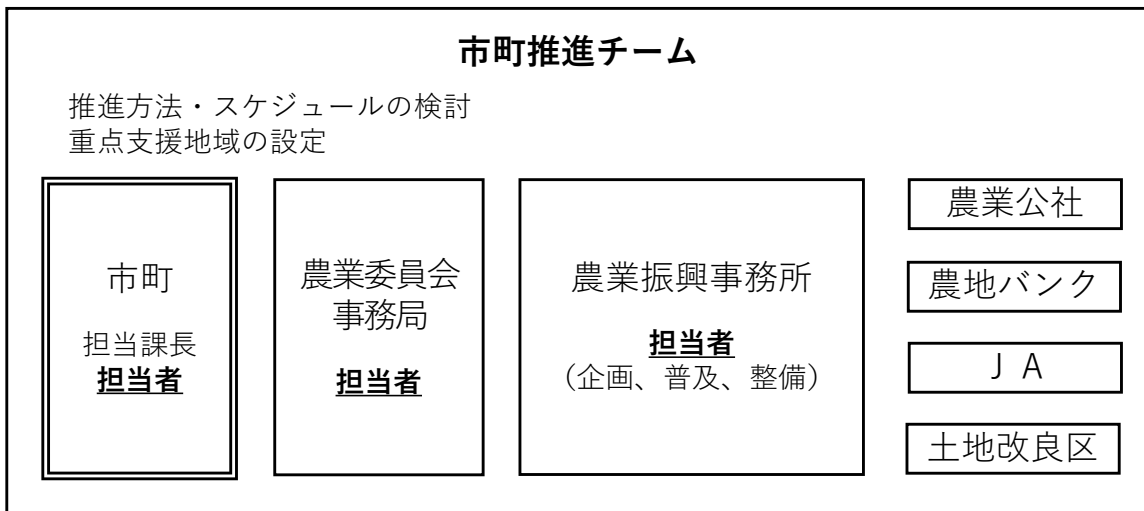
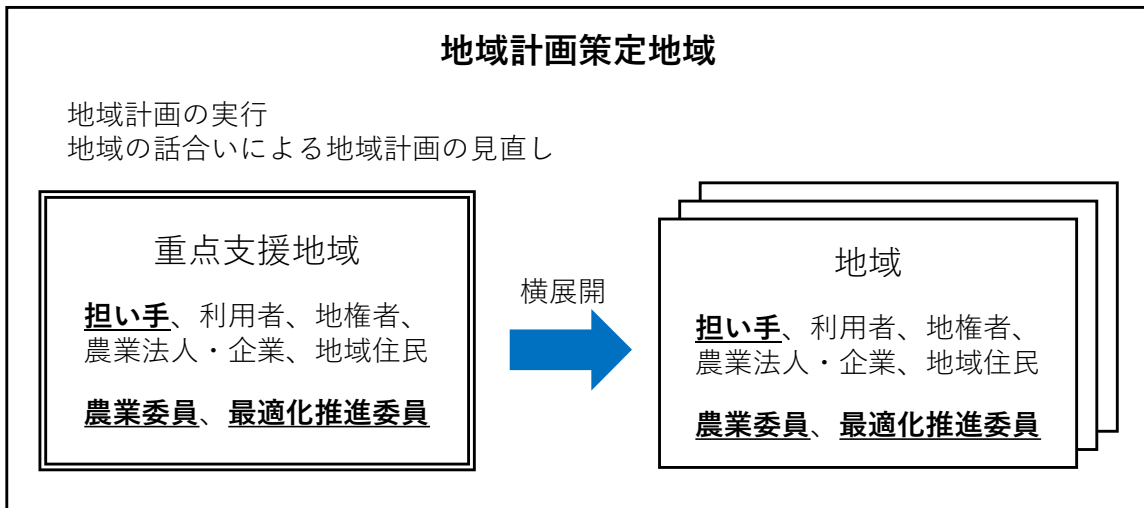
### ウ 遊休農地対策との連携

市町推進チームは、遊休化していることで受け手が確保できない農地についても、遊休農地解消対策事業等の活用を検討する。

### エ 担い手の確保・育成との連携

市町推進チームは、とちぎ広域営農システム構築を目指す重点地域等において、広域集落営農法人の育成や企業の農業参入の検討と併せて、農地バンクによる担い手不在農地の集約等を促進する。

また、地域の新規就農者の確保及び育成を支援するため、農地バンクは、研修用農地や就農用農地の中間保有に取り組む。



(参考) 関係機関・団体の主な役割及び取組内容

1 市町推進チーム

主 体 名	役 割 及 び 取 組 内 容
市 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町推進チームの整備、運営</li> <li>○地域計画の進捗管理</li> <li>○地域の話合いの促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議の場の設置及び運営</li> <li>・各種情報提供支援</li> <li>・農業委員、農地利用最適化推進委員との連携</li> </ul> </li> <li>○課題解決支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点支援地域の選定、推進方法、スケジュールの検討</li> <li>・関連補助事業の活用検討</li> </ul> </li> <li>○地域計画の見直し               <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更手続き、変更計画の策定、公告</li> <li>※地域計画変更マニュアル(農林水産省)、地域計画の変更に係る考え方について(生産振興課)参照</li> </ul> </li> <li>○地域計画、農地バンク事業の周知</li> <li>○農地バンク事業の業務受託               <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口、契約手続き等業務の業務分担の確認</li> <li>※栃木県農地バンク事業の事務処理手引き参照</li> </ul> </li> <li>○農用地利用集積等促進計画(以下、促進計画という。)案の作成</li> <li>○促進計画の認可・公告(権限移譲)               <ul style="list-style-type: none"> <li>※農用地利用集積等促進計画に係る認可等事務マニュアル(生産振興課)参考</li> </ul> </li> <li>○機構集積協力金交付事業の実施(実施主体)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施地区との調整、事業計画の作成、補助金交付事務</li> </ul> </li> <li>○相対の利用権設定期間が終了する者等への農地バンク事業の誘導               <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間終了者のリストアップ、働きかけ</li> </ul> </li> </ul>
農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課題解決支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地バンクによる権利設定の促進(相対の利用権設定期間が終了する者への働きかけ、目標地区に位置づけられた出し手、受け手への働きかけ)</li> <li>・農業委員、最適化推進委員と連携した農地利用最適化活動</li> <li>・地域ぐるみの集積・集約化の促進</li> </ul> </li> <li>○地域計画の見直し               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の出し手・受け手の意向把握、マッチング活動等に基づく目標地区の変更素案の作成</li> </ul> </li> <li>○地域計画、農地バンク事業の周知</li> <li>○促進計画案の作成に係る要件確認等</li> <li>○相対の利用権設定期間が終了する者等への農地バンク事業の誘導</li> </ul>
市町農業公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課題解決支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地バンクによる権利設定の促進(相対の利用権設定期間が終了する者への働きかけ、目標地区に位置づけられた出し手、受け手への働きかけ)</li> <li>・地域ぐるみの集積・集約化の促進</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地バンク事業の業務受託 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口、契約手続き等業務の実施</li> </ul> </li> <li>○相対の利用権設定期間が終了する者等への農地バンク事業の誘導</li> </ul>
J A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組合員への地域計画、農地バンク事業の周知</li> <li>○地域の話合いの促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の営農計画作成等への助言・情報提供</li> </ul> </li> <li>○重点支援地域の課題解決支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点地域の課題解決支援</li> </ul> </li> <li>○農業支援サービス事業の実施等農作業委託の取組支援</li> </ul>
土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改良区への地域計画、農地バンク事業の周知</li> <li>○地域の話合いの促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備実施地区の取組状況の共有など</li> </ul> </li> <li>○重点支援地域の課題解決支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業要望取りまとめ、事業実施に向けた合意形成</li> </ul> </li> </ul>
農地バンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重点支援地域における話合いの促進及び課題解決支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地バンク制度及び手続き等の周知</li> <li>・機構関連事業活用に向けての助言</li> </ul> </li> <li>○相対の利用権設定期間が終了する者等への農地バンク事業の誘導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興事務所と連携した、移行が停滞している市町との検討</li> </ul> </li> </ul>
農業振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所内支援体制の整備、運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・とちぎ広域営農システム、基盤整備事業との連携</li> <li>・先進事例等の調査、共有</li> </ul> </li> <li>○地域計画、農地バンク事業の周知</li> <li>○市町へのサポート <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域推進会議、研修会等の開催</li> <li>・進捗、課題の共有、解決に向けた助言・支援</li> </ul> </li> <li>○重点支援地域を主とした話合いの促進、課題解決支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種施策の活用や優良事例等の情報提供等</li> </ul> </li> <li>○農地バンク事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構集積協力金等の交付事務、関連事業の活用支援</li> </ul> </li> <li>○相対の利用権設定期間が終了する者等への農地バンク事業の誘導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行が停滞している市町との検討の場の設置、農地バンクと連携した課題検討</li> </ul> </li> </ul>

## 2 県域推進会議

主 体 名	役 割
栃木県農地バンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地バンク事業、農地売買事業、遊休農地解消対策事業の実施（事業主体）</li> <li>・各事業の事務処理手引き、マニュアル等の作成</li> <li>・農地バンク事業事務担当者向け研修の実施</li> </ul>
栃木県農業会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員、最適化推進委員向け研修の実施</li> <li>・各市町農業委員会事務局への助言、支援</li> <li>・サポートシステムによる目標地図作成に係る課題解決支援</li> </ul>

J A とちぎ中央会		<ul style="list-style-type: none"> <li>各 J A 及び組合員への情報提供</li> <li>各 J A の取組支援</li> </ul>
栃木県土地改良事業団体連合会		<ul style="list-style-type: none"> <li>基盤整備実施地区への情報提供</li> <li>基盤整備実施地区における集積・集約化の助言・指導</li> </ul>
県	生産振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の集積・集約化プランの推進</li> <li>支援体制全体のマネジメント</li> <li>農業振興事務所担当者会議の開催</li> <li>県域推進会議の設置、運営</li> <li>県域研修会等の実施、意見交換等の実施</li> <li>先進事例等の収集、共有</li> <li>栃木県稲麦大豆生産振興方針、水田農業実践プラン等との連携</li> </ul>
	経営技術課	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手の確保・育成</li> </ul>
	農地整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地整備事業の推進</li> </ul>
	農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地利用最適化の推進、遊休農地対策</li> </ul>
	農村振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>多面的機能活動の推進、中山間地域対策</li> </ul>

(参考) 推進スケジュール

		R7	R8	R9	R10	R11	R12
地域計画 の着実な 実行	農業者による 話合いの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>話合いにおける情報提供支援</li> <li>関係機関職員等への支援 (機運醸成等)</li> </ul>					
	課題解決支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点支援地域の選定</li> <li>関係事業の等の活用の提案、調整</li> <li>事例調査</li> <li>横展開の推進</li> </ul>					
	計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議の場の設置</li> <li>地域計画の見直し</li> </ul>					
農地バン ク事業の 推進	体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務マニュアル等の整備 (適宜更新)</li> <li>事務研修会等の開催</li> <li>農業委員等の理解促進 (研修等)</li> <li>業務効率化の検討</li> </ul>					
	事業の周知徹 底	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者への制度の周知</li> <li>相対の利用権設定からの移行誘導</li> <li>バンク事業の活用状況を踏まえた推進検討</li> </ul>					
	集積・集約化 の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構関連事業の推進</li> </ul>					